

運用リスク管理基本方針

(平成30年●月●日制定)

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、内部統制の基本方針に基づき、次のとおり年金積立金の運用リスク管理基本方針（以下「本方針」という。）を定める。

1 基本方針

年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行われる。これを踏まえ、運用リスク管理の基本方針として次の（１）～（６）を掲げる。

- （１） 年金財政上必要とされる運用利回りを最低限のリスクで確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。
- （２） リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とする。
- （３） 資産全体、各資産クラス、各運用受託機関等のそれぞれの段階でリスク管理を行うとともに、資産クラスごとにベンチマーク収益率を確保する。
- （４） 経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。
- （５） 短期的には市場価格の変動等はあるものの、長い投資期間を活かして、より安定的に、より効率的に収益を獲得し、併せて、年金給付に必要な流動性を確保する。流動性確保に際しては、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保する。
- （６） 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底する。

2 運用リスクの定義

年金積立金の運用リスク管理は、年金給付に必要な流動性確保に係るリスク及び年金財政上必要とされる運用利回りの確保に影響する資産全体のボラティリティ等のリスクを

対象とし、具体的には以下の各種リスクとする。なお、管理運用法人及び運用受託機関等の各運用主体における業務リスク等については、本方針の対象としない。

(1) 市場リスク

金利、為替、株式、オルタナティブ資産等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産（デリバティブを含む。）の価値が変動するリスクをいう。

(2) 流動性リスク

キャッシュアウトの予期せぬ増加等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいう。

(3) 信用リスク

保有資産の発行体、資産管理等の委託先、デリバティブ取引のカウンターパーティの財務状況の悪化等により、資産（デリバティブを含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいう。

(4) カントリーリスク

外国資産について、当該資産に係る国の外貨事情や政治・経済情勢等により損失を被るリスクをいう。

3 収益目標及び乖離許容幅

(1) 収益目標

- ① 想定運用期間で、1.7%+名目賃金上昇率の運用収益を確保する。
- ② 各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

(2) 乖離許容幅

- ① ポートフォリオの資産構成割合について、乖離許容幅は下表のとおり。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
上限値	45%	34%	19%	33%
下限値	25%	16%	11%	17%

- ② オルタナティブ資産については、資産全体の5%を上限とする。

- ③ ①及び②を超過した場合は、その範囲内に収まるよう資産構成割合の変更等を行う。
変更等を行う場合には、市場の状況等を勘案することができるものとする。

4 運用リスクの管理方法

(1) 運用リスクの把握

① 資産全体

資産全体の運用実績及びリスク負担の状況について、次の分析及び評価等により把握する。

- ・ 実質的な運用利回り
- ・ 基本ポートフォリオとの乖離状況
- ・ 複合ベンチマーク収益率との乖離要因
- ・ バリュース・アット・リスク
- ・ トラッキングエラー
- ・ 経済・金融指標等の動向
- ・ フォワード・ルッキングなリスク分析

② 各資産

各資産の運用実績及びリスク負担の状況について、次の分析及び評価等により把握する。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握対象とするとともに、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

- ・ 各資産の超過収益率
- ・ 各資産のトラッキングエラー
- ・ 国内債券及び外国債券のデュレーション
- ・ 国内株式及び外国株式のベータ値

③ 各運用受託機関

運用受託機関の運用実績及びリスク負担の状況について、次の分析及び評価等により把握する。

- ・ 運用ガイドラインの遵守状況
- ・ 運用体制の状況
- ・ 超過収益率及びトラッキングエラー

④ 各資産管理機関

資産管理機関の資産管理実績及びリスク負担の状況について、次の分析及び評価等により把握する。

- ・ 資産管理ガイドラインの遵守状況
- ・ 資産管理体制の状況

- ・ 各資産管理機関の信用リスクの状況

⑤ 自家運用

自家運用の運用実績及びリスク負担の状況について、次の分析及び評価等により把握する。

- ・ 運用ガイドラインの遵守状況
- ・ 超過収益率及びトラッキングエラーの状況
- ・ デリバティブの日次のリスク量

⑥ オルタナティブ資産（LPS への投資を含む）

オルタナティブ資産の運用実績及びリスク負担の状況について、次の分析及び評価等により把握する。

- ・ 運用ガイドラインの遵守状況
- ・ パフォーマンスの状況

（２）運用リスクの監視及び報告

年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月１回把握するとともに、その他の運用実績及びリスク負担の状況について定期的に監視し、運用リスク管理委員会に報告する。

（３）運用リスクのコントロール

運用実績及びリスク負担の状況に問題がある場合には、資産構成割合の変更等適切な措置を講じる。

５ 運用リスクの管理体制

- （１）本方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行する。
- （２）役職員による運用リスク管理に係る業務執行状況について定期的に経営委員会に報告する。
- （３）運用リスク管理委員会において、４（２）に定める運用リスクの監視及び報告に基づき審議する。
- （４）投資委員会において、４（３）に定める運用リスクのコントロールに際して審議する。

6 規程

理事長は著しい損害を及ぼすおそれのある運用リスクについて適切な管理を図るため、本方針の下位規程を定める。

附則

この運用リスク管理基本方針は、平成 30 年●月●日から施行する。